

○教室の実施状況(米子産業体育館)

平成29年度

教室実施件数・人数・金額総計表

区分	子供			大人			総計		
	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額
年間	629	5,305	6,153,500	120	580	623,500	749	5,885	6,777,000
短期	5	21	0	150	1,571	382,000	155	1,592	382,000
計	634	5,326	6,153,500	270	2,151	1,005,500	904	7,477	7,159,000

【年間教室】

月	子供																
	体操体育		サッカー		女子サッカー		新体操		レスリング		器械体操		英語教室		計		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	金額
4	18	91	14	148	3	18	6	64	4	24	7	40	0	0	52	385	553,000
5	17	103	16	202	3	23	6	79	3	22	7	41	0	0	52	470	525,000
6	18	118	14	184	3	25	8	104	5	30	7	41	0	0	55	502	500,500
7	17	101	16	181	4	32	6	72	4	25	7	34	3	7	57	452	511,000
8	16	80	10	118	4	16	8	121	3	12	6	26	3	12	50	385	518,000
9	15	93	14	183	4	31	8	119	4	27	8	33	3	11	56	497	475,000
10	17	101	14	186	2	15	6	92	3	26	7	31	5	25	54	476	538,000
11	20	124	14	188	3	24	8	117	3	27	6	34	3	15	57	529	546,000
12	15	76	6	74	2	16	4	52	3	21	6	39	3	15	39	293	444,000
1	15	67	14	155	3	23	8	96	3	15	6	49	3	11	52	416	564,500
2	17	86	16	182	4	35	6	78	3	22	6	41	3	12	55	456	529,500
3	15	86	12	139	5	42	6	94	3	24	6	47	3	12	50	444	449,000
計	200	1126	160	1940	40	300	80	1088	41	275	79	456	29	120	629	5,305	6,153,500

月	大人								
	エンジョイフットサル		メタボ撲滅		リフレッシュヨガ		計		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	金額
4	4	30	3	15	2	9	9	54	63,500
5	4	24	4	26	4	21	12	71	55,500
6	3	18	3	16	3	14	9	48	66,500
7	5	33	4	28	4	14	13	75	52,500
8	1	0	3	9	3	15	7	24	57,000
9	3	19	4	15	4	19	11	53	48,500
10	4	25	4	20	4	15	12	60	53,000
11	3	19	3	11	4	12	10	42	45,000
12	3	18	4	12	2	4	9	34	39,000
1	3	16	3	11	3	10	9	37	39,500
2	3	15	3	8	4	15	10	38	45,500
3	3	17	3	16	3	11	9	44	58,000
計	39	234	41	187	40	159	120	580	623,500

【短期教室】

月	子供			大人										
	ひまわり教室		計	バドミントン		エンジョイ卓球		バウンドテニス		計				
	件数	人数	件数	人数	金額	件数	人数	件数	人数	金額				
4	0	0	0	0	0	4	28	4	48	12	122	70,000		
5	0	0	0	0	0	6	43	6	62	6	75	18	180	50,000
6	0	0	0	0	0	4	31	4	43	5	68	13	142	22,000
7	0	0	0	0	0	6	41	6	56	5	61	17	158	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000
9	1	2	1	2	0	7	53	7	88	7	106	21	247	24,000
10	4	19	4	19	0	4	33	4	43	4	51	12	127	76,000
11	0	0	0	0	0	8	61	8	88	7	90	23	239	0
12	0	0	0	0	0	1	8	1	10	2	26	4	44	60,000
1	0	0	0	0	0	6	44	6	71	6	70	18	185	20,000
2	0	0	0	0	0	4	30	4	48	4	49	12	127	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	21	5	21	0	50	372	50	555	50	644	150	1,571	382,000

○鳥取県立米子産業体育館の利用料金

平成26年3月31日
鳥取県告示第228号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区分			単位	金額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	1,600円
			小体育館	全面1時間につき	300円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円
			小体育館	全面1時間につき	7,000円
入場料等を徴収するとき。		大体育館	全面1時間につき	40,000円	
		小体育館	全面1時間につき	10,000円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

(2) 会議室等利用料

区分			単位	金額	
フィットネスルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	300円
			高校生以下	1人1回につき	200円
		回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	3,000円
			高校生以下	回数券11枚につき	2,000円
		1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	2,500円
			高校生以下	1人につき	1,000円
中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	950円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,450円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,950円	
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	250円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	350円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	550円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	700円	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。

る。

- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区分		電灯数
大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

- 5 (2)の表において「1月利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区分	単位	金額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間当たり)	
	冷房	暖房
大体育館	8,200円	7,400円
小体育館	2,000円	1,500円
中会議室	400円	700円
小会議室	300円	500円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 35円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月25日

(2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

附 則(平成27年告示第707号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

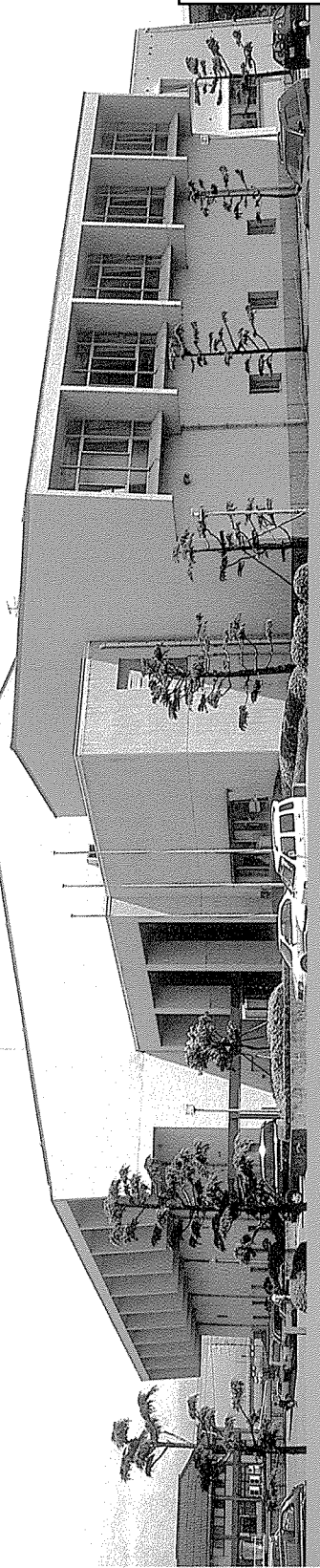
2 この告示による改正前の鳥取県立米子産業体育館の利用料金について、米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券の利用者については、当該利用券の有効期限の間は、なお従前の例による。

鳥取県立米子産業体育館の利用料減免の取扱要領

財団法人 鳥取県体育協会

減免事由	減免率
一 施設使用料	
<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規程する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、その他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。</p> <p>(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが利用するとき。</p> <p>ア 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p> <p>イ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p> <p>ウ 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p> <p>2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等のために利用するとき。（県内のものに限る。）</p>	10 / 10
<p>(1) 全県の児童・生徒を対象とするとき。</p>	10 / 10
<p>(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象とするとき。</p>	1 / 2
<p>3 商工団体その他の団体が産業の振興のために行う講演会、講習会、展示会等のために利用するとき。</p>	
<p>(1) 県内の郡市以上の区域を地区とする商工団体が産業振興のため見本市、展示会等に利用するとき。</p>	1 / 2
<p>(2) 県内の郡市以上の区域を地区とする団体が産業の振興を図るために行う</p>	1 / 3

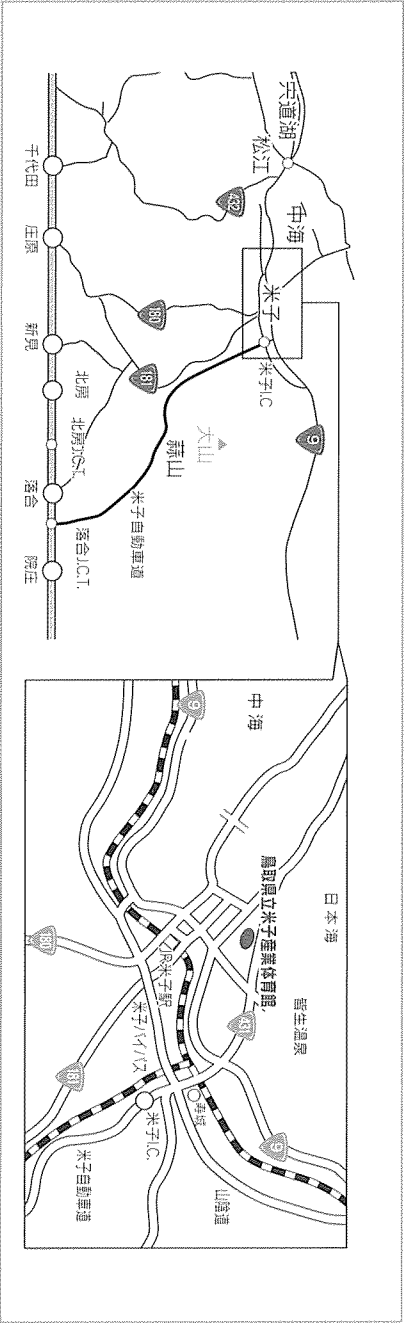
すると認められるとき。	
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
7 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき。	
（1）要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。	10/10
（2）要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。	10/10
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭のため利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要であると認めたと認めるとき。	10/10
二 設備使用料	
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	
一の1～3、一の5、一の7～9に該当する場合	10/10
2 その他設備に関する減免は次のとおりとする。	
一の1に該当する場合	10/10
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（知事が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10



鳥取県立米子産業体育館

「おりのし」のご利用

案内図



所在地

〒683-0802 鳥取県米子市東福原8丁目27番1号

TEL (0859) 35-0611

FAX (0859) 35-0647

施設のあらまし

● 規模構造

敷地面積 21,116㎡
 建物 鉄筋コンクリート造 2階建
 延面積 8,257.93㎡

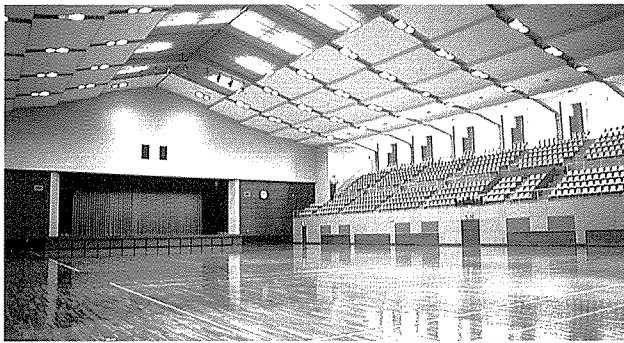
● 施設の主な内容及び収容人員

■競技施設 大体育館(1,836㎡)フロアの最大幅34m、奥行き54m
 集会等の場合はフロアに椅子席で3,000人収容
 ステージ(最大幅18m 奥行き7.5m)
 観覧席(2F面積1,502㎡) 2,000人収容
 小体育館(493㎡)フロアの最大幅17m、奥行き29m
 集会等の場合はフロアに椅子席で600人収容

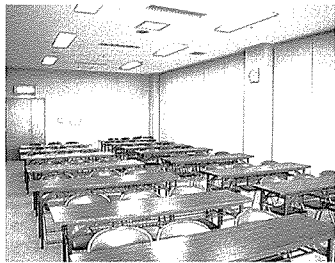
■次の競技をすることができます。

種 目	大体育館	小体育館
バスケットボール	2 面	1 面
バレーボール	3 面	1 面
バドミントン	12 面	3 面
卓 球	15 台	4 台
ハンドボール	1 面	—
テ ニ ス	3 面	—
体 操	男女一式	—

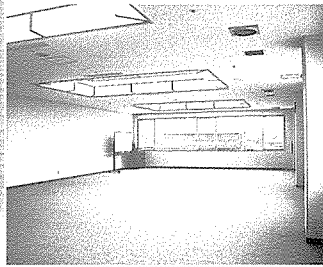
控室3室、更衣室男女各1室(シャワー設備付)
 放送室、医務室、役員室、器具庫等



大体育館



小会議室



中会議室

■会議室 中会議室兼トレーニング室(1Fに1室、2Fに2室)
 1室の最大幅9m 奥行き17m(153㎡)
 長机に3人掛で100人収容できます。
 小会議室2室(2F)
 1室の最大幅5.7m 奥行き11.4m(65㎡)
 長机に3人掛で45人収容できます。

■駐車場 普通乗用車が385台駐車できます。

■その他の設備

音響設備	一式	マイクロホン	3本
拡声設備	一式	コンセント設備	一式
舞台照明	一式	長机	400脚
ワイヤレス・アンプ	一式	折りたたみ椅子	3,000脚

● 冷暖房設備

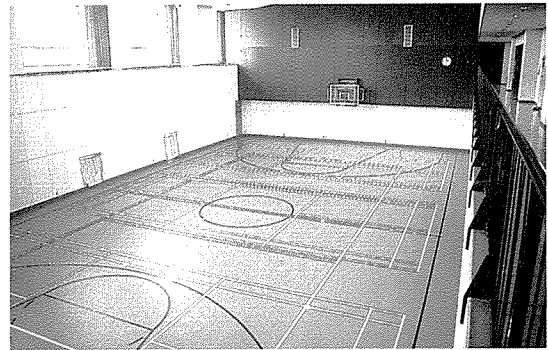
大体育館・小体育館・中、小会議室

● 開館時間と休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 毎月の第3日曜日

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)



小体育館



ロビー